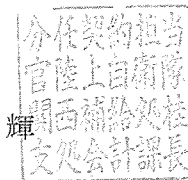


一般競争入札公告

分任契約担当官
陸上自衛隊関西補給処桂支処
会計課長 田 尾 正 輝



以下のとおり一般競争入札を実施するので、「契約条項」及び「入札心得」を承知のうえ参加されたい

1 競争入札に付する事項

- (1) 件 名 : (7) 80号建物他泡消火設備点検作業
- (2) 内 容 : 仕様書のとおり
- (3) 履行場所 : 陸上自衛隊桂駐屯地
- (4) 履行期限 : 令和7年10月31日(金)

2 競争に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 令和7、8、9年度全省庁統一資格「役務の提供」のD級以上の資格を有するものとする。
- (2) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (3) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (4) 都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり当該状態が継続している有資格業者については、競争参加を認めない。
- (5) 入札心得に定める「暴力団排除に関する誓約事項」に基づく誓約を行わない者の競争参加を認めない。
- (6) 契約担当官等から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。(協力者を含む。)
- (7) 防衛省大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中のものでないこと。
- (8) 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のあるものであって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
- (9) 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。ただし、真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合には、この限りでない。

3 契約条項及び入札心得

- (1) 適用する契約条項
駐屯地用標準契約書の「役務請負契約条項」、「談合等の不正行為に関する特約条項」及び「暴力団排除に関する特約条項」とする。
- (2) 契約条項及び入札心得を示す場所
陸上自衛隊関西補給処桂支処 総務部会計課 契約班

4 入札(現場)説明会及び競争入札の日時等

- (1) 入札(現場)説明会 : 実施しない。
※現地現物確認を希望する場合は、土日、祝日以外で個別に対応するので下記に示す担当まで事前に連絡されたい。なお、現地確認を希望しない方は、現物未確認による紛争防止の為、事後該当事項に起因する苦情の申立を行わないことを同意の上、入札に参加されたい。
- (2) 入札日時 : 令和7年5月22日(木) 1000
- (3) 入札場所 : 桂駐屯地 本部庁舎1F 多目的室

5 入札方法

落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10（軽減税率対象品目については100分の8）に相当する額を加算した金額をもって落札金額とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100（軽減税率対象品目については108分の100）に相当する金額を入札書に記載すること。

6 入札の無効

- (1) 第2項で示した競争に参加する者に必要な資格を有しない者のした入札
- (2) 入札に関する条項に違反した入札
- (3) 入札金額、入札者の氏名及び押印された印影が判別し難い入札

7 落札決定方法

総額決定（外税方式）

ただし、同額の場合には抽選により決定する。

8 保証金等に関する事項

- (1) 入札保証金：免除
- (2) 契約保証金：免除
- (3) 違約金：落札者が「入札及び契約心得」に従って契約手続きをしない場合には、落札者が契約締結に応じないものとみなし、落札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収し、契約者が契約を履行しない場合は、契約金額の100分の10以上の金額を違約金として徴収する。

9 契約書の作成

落札決定後、遅滞なく契約書を作成する。

但し、契約金額が50万円未満の場合は契約書の作成を省略することができる。

10 その他入札に関する事項

- (1) 入札参加者は、令和7年5月21日（水）までに競争入札受付票（別紙）に必要事項を記入し、資格決定通知書（写）と合わせて提出（FAX可）すること。確認後、入札書を交付する。
- (2) 電報・電話等による入札は認めない。
- (3) 郵便による入札については令和7年5月21日（水）1700着分までを有効とし便着の確認を必ず行うこと。また入札金額が同額による場合は当該入札に関係の無い職員により抽選を実施する。
- (4) 代表者以外での入札については、入札までに委任状を提出すること。
- (5) 予定価格に達しない場合は再度入札を実施する。再度入札の場合は別途連絡する。

11 公告掲示場所

- (1) 陸上自衛隊桂駐屯地 本部庁舎1F 会計課事務室前掲示板
- (2) 陸上自衛隊桂駐屯地ホームページ <https://www.mod.go.jp/gsdf/mac/3d/katsura/>
- (3) 陸上自衛隊宇治駐屯地 関西補給処調達会計部掲示板

12 各問合せ先

- (1) 入札及び契約事項に関する問い合わせ先
〒615-8103 京都市西京区川島六の坪
陸上自衛隊桂駐屯地 関西補給処桂支処会計課 契約班 担当 中村
TEL (075) 381-2125（内線515） FAX (075) 381-8881
- (2) 仕様書（規格等）及び現場確認に関する問合せ先
陸上自衛隊桂駐屯地 関西補給処桂支処総務部管理課営繕班 担当 福本（内線367）

競 争 入 札 受 付 票

令和 年 月 日

入札件名	(7) 80号建物他泡消火設備点検作業	入札日時	令和7年5月22日(木) 1000
仕様書等受領者	住 所		
	(電話 — —)		
	(FAX — —)		
	会社名		
	受領者(役職・氏名)		
※名刺を頂戴することで、本欄の記載を省略できます。			

官側受付日	
-------	--

(7) 80号建物他泡消火設備点検作業

関西補給処桂支処

工事件名	(7) 8 0 号建物他泡消火設備点検作業						図面番号	1 / 7
図面名称	表 紙						縮 尺	
支 処 長	総務部長	管理課長	営繕班長	工事企画				設計者
								
関西補給処桂支処総務部							令和7年4月2日	

仕 様 書

- 1 作業件名：(7) 80 号建物他泡消火設備点検作業
- 2 作業場所：京都府京都市南区久世高田町 336 陸上自衛隊桂駐屯地内
- 3 作業期間：契約締結日～令和 7 年 10 月 31 日 (金)
- 4 作業概要

(1) 作業概要

泡消火設備の点検 (機器点検及び総合点検 1 回)

(2) 点検設備概要

設 備 概 要	規 格	数 量	備 考
ポンプユニット		1 式	84 号ポンプ室
(1) ポンプ	日立 J0S80JX2-618.5	1 台	〃
(2) 電動機	日立 TFO	1 台	〃
(3) 圧力チャンバー	100ℓ	1 台	〃
(4) 操作盤		1 面	〃
流水検知装置	80A 流水検知スイッチ付	1 台	〃
原液タンク	200ℓ 圧送型	1 基	〃
原液	第一化成産業 DK ウォーター水成膜泡 3%	200 ℓ	〃
混合装置	プレッシャー・プロポーション方式 ベンチュリー型 65A	1 式	〃
泡ヘッド	ニッタン FL-35 混合率 3% 放射圧力 0.3MPa 放水量 35ℓ/min	216 個	80 号建物
感知ヘッド	72℃ フリップライト型	96 個	〃
一斉開放弁	50A 減圧開式 JIS10K 型	24 台	〃
手動起動装置	15A	1 個	〃
発泡試験		1 式	
放水試験		1 式	
廃液処理	産業廃棄物として廃棄	1 式	

5 一般事項

- (1) 本作業は、図面・本仕様書によるほか、関係諸規則及び消防庁告示に基づき実施する。
- (2) 本仕様書及び図面に記載無き事項で、疑義が生じた場合は監督官と調整し、その指示に従い実施すること。
- (3) 請負者は作業実施に先立ち、監督官と協議のうえ工程表を作成、監督官に提出するものとし、了解を得たのち作業を実施すること。
- (4) 作業実施中において、管理施設及び人員に損傷・損害を与えた場合は速やかに監督官に報告するとともに、請負者の責任において補償及び復旧すること。しかし、故障・破損の責が官側に有る場合の修理費用、追加に係わる費用は含まない。

- (5) 作業実施に際し、仕様書・図面に明記なき事項であっても、当然必要と考えられる事項については監督官と協議のうえ指示に従い実施すること。
- (6) 作業実施に際し、請負者は作業条件を作業関係者に十分把握させると共に作業員に対して安全教育を実施し安全な作業方法の確認及び安全点検を確実に実施すること。
- (7) 作業に必要な電気・水についてはすべて有償とし、請負者によるメーターの設置又は官側の指示する方法により使用量を算定する。
- (8) 本作業は、検査官の完了検査合格をもって完了とする。手直しが生じた場合は、手直し完了後、検査官の再検査を実施し検査合格をもって完了とする。
- (9) その他不明な事項、提出書類等はその都度監督官と協議し、指示に従うこと。
- (10) 役務実施場所以外への立ち入り及び指定場所以外での喫煙は、禁止する。
- (11) 本作業の入出門時間は、8時30分から17時00分を基準とする。
17時から17時5分の間は国旗降下時のため一切の作業を停止する。

6 特記事項

- (1) 本役務については、消防設備等の法定点検に必要な資格を有すると共に、消防設備等に対して技術的に熟知した専門知識を有する技術者が実施する。
- (2) 試験実施により消費した薬剤の充填等は、請負業者側で実施すること。
- (3) 本役務実施において、異常箇所等を発見した場合は、明確に解るように書面にて監督官に提出するとともに、その補修の見積を提出すること。
- (4) 廃液処分に関しては、廃棄物処理法施行令に基づく委託契約（施行令第6条の2第4号及び同第6条の6第2号 収集・運搬及び処分業者とそれぞれ直接契約（二者間契約））を締結すること。また産業廃棄物管理票（マニフェスト）の写しを納期までに提出すること。

7 提出書類

- (1) 現場代理人指名等通知書・変更通知書、経歴書(契約後すみやかに)
- (2) 受任者・下請負者設定等通知書(契約後すみやかに)
- (3) 内訳明細書
- (4) 工程表(契約後すみやかに)
- (5) 打ち合わせ簿(その都度)
- (6) 着手届(着手前)
- (7) 作業日誌(その都度)
- (8) 完了届(完了後すみやかに)
- (9) 写真[完了後すみやかに、また、段階ごと及び、監督官の指示する箇所(特に隠ぺい箇所)を撮影し、工事写真帳(A4)に整理し提出すること。]
- (10) 消防法に基づく点検結果報告書(点検終了後速やかに提出すること。)
- (11) その他監督官が指示したもの

